

富士市国土強靱化地域計画の概要

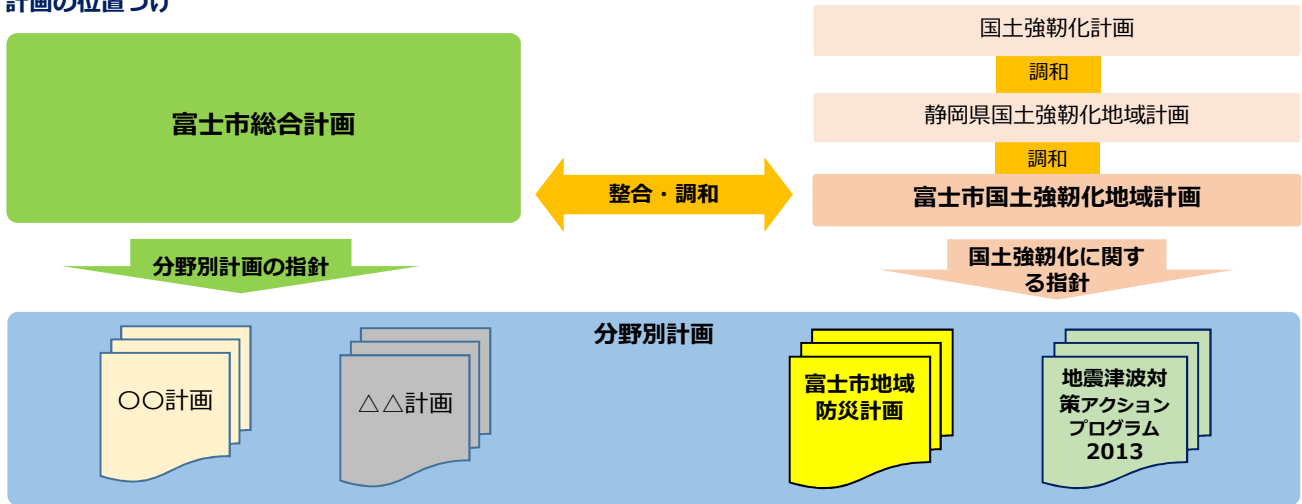
富士市国土強靱化地域計画とは
大規模な災害が発生しても、被害が致命的なものにならず迅速に回復する「強さとしなやかさ（強靱さ）」を備えたまちを築くための計画（国土強靱化基本法第13条の規定に基づく計画）

<基本目標>

- 1 人命の保護が最大限に図られること
- 2 地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- 3 市民の財産及び公共施設の被害の最小化
- 4 迅速な復旧復興

<対象とする災害> ○南海トラフ地震 ○大規模な風水害や土砂災害 ○富士山噴火

1. 計画の位置づけ



2. 計画策定の流れ

「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態」

4つの基本目標を達成するため、9つの「事前に備えるべき目標」と、その妨げとなるものとして38の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定

脆弱性の評価を実施

- 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を回避するために実施している施策を整理
- 進捗状況や課題を把握するとともに、達成度を整理し現状を分析

強靱化の推進方針の作成

脆弱性の評価の結果を基に、4つの基本目標を達成するため、今後何をすべきか必要となる施策を検討し、推進方針として取りまとめた

3. 強靱化の推進方針（一部抜粋）

1 直接死を最大限防ぐ（事前に備えるべき目標）

リスクシナリオ 1-1	地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生
----------------	-------------------------

○想定される発災事例

・南海トラフ地震や富士川河口断層帯を震源とする地震が発生し、市内全域で震度6弱以上の強い揺れが観測され、耐震化が不十分な住宅やビルが倒壊し多数の人命が失われる。

○強靱化の推進方針

・公共建築物の倒壊による死傷者の発生を防ぐため、適切な時期での改築や長寿命化等の改修及び不要建物の解体（減築）を促進するとともに、経年による老朽度等の確認を実施し公共施設利用者の安全を確保する。特に、避難所・救護所に指定される学校施設については改築・改修等を推進する。

4. 今後の取組方針

- 計画の見直し期間は概ね5年とする。
- 具体的な取り組みは、富士市地震・津波対策アクションプログラム2013などの既存計画と共に計画的に推進する。

別冊「富士市国土強靱化地域計画推進のための取組」を作成し、

- 204項目の施策について、目標指標を設定し、進捗管理を毎年行う。
- 現状を確認、課題を抽出し、目標指標について個別性に鑑み、適時適切に更新を行うことで、具体性のある取組とする。